

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 平成30年6月1日から平成30年10月11日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B16021、B18016、050482	

2 福祉サービス事業者情報（平成30年 7月現在）

事業所名： (施設名) 信濃学園	種別： 指定福祉型障害児入所施設	
代表者氏名： (管理者氏名) 理事長 和田 恭良 所長 森岡 恵子	定員（利用人数）：30名(29名)	
設置主体： 長野県	開設（指定）年月日： 昭和26年4月1日	
経営主体： 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団		
所在地：〒390-1401 長野県松本市波田4417番地8		
電話番号： 0263-92-2078	FAX番号： 0263-92-5729	
ホームページアドレス： http://park7.wakwak.com/~shinano/		
職員数	常勤職員：40名	非常勤職員：2名
職員	(専門職の名称) 名	
	・所長 1名	・主事 2名
	・医師 2名	・支援員 33名
	・看護師 1名	・キーパー 2名
	・栄養士 1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	・個室 … 20室 ・二人室 … 5室	・作業室・訓練室…5室 ・家庭生活室…2室 ・洗面所…5室 ・保健室…1室 ・食堂…4室 ・浴室…5室 ・トイレ…5室 ・静養室…2室

3 理念・基本方針

○社会福祉法人長野県社会福祉事業団の理念

誰もが笑顔で輝く社会を創造します

○社会福祉法人長野県社会福祉事業団のキャッチコピー

夢・情熱・連携が織りなす豊かな暮らし

○社会福祉法人長野県社会福祉事業団の経営方針

- (1) 事業団は、利用者及び地域住民から信頼され選ばれる法人を目指します。
- (2) 事業団は、働き甲斐のある職場作りに努めます。
- (3) 事業団は、自立的経営基盤の確立を目指します。

○信濃学園「さわやか宣言 21」(職員行動指針)

私たちは、誰もがかけがえのない人生をより豊かに生きていける、個人の尊厳と平等に立脚した社会の実現を願っています。

どんなに重い障がいのある利用者であっても、一人ひとりの生き方が大切にされ、豊かで輝いたものでありたいと(あってほしいと)考えます。

学園は、障がいのある利用者の限らない成長、発達のための支援と家庭への支援という専門的役割を担っています。

私たち職員は、県民のニーズに応えながら、利用者が主役となる新しい時代にふさわしい施設づくりに努めなければなりません。

私たち職員は、利用者の人格及び尊厳を尊重して接することを基本とし、障がいのある利用者の支援者としての役割を自覚して、いつも利用者の笑顔が輝くより豊かな生活を創りあげていくために、この「職員行動指針」を作成し、日々実践することを宣言します。

基本理念

- 1 私たち職員は、障がいのある利用者一人ひとりが、かけがえのない人生を歩んでいることを認識し、その個性と人格を尊重した支援を進めます。
- 2 私たち職員は、利用者に障がいがあっても限りなく成長、発達していくことを理解して、いつまでも励ましや賞賛を忘れません。
- 3 私たち職員は、常に支援者としての立場を自覚して利用者と共に行動し、快適に暮らせる施設づくりに努めます。
- 4 私たち職員は、県立施設としての役割と専門性を認識し、保護者をはじめ関係機関や地域住民、ボランティアと手を携えて、地域と共に歩む施設づくりに努めます。
- 5 私たち職員は、支援者としての専門性を高めるため、常に研鑽に努めます。

行動指針

(人権の尊重)

- 1 職員は、利用者に対していかなる理由があっても、体罰は一切しません。
- 2 職員は、利用者に対してからかい、侮蔑、嘲笑などの差別的な態度はとりません。
- 3 職員は、利用者の人格を尊重した呼称を使います。愛称、呼び捨て及びあだ名では呼びません。
- 4 職員は、利用者への支援に当たっては、プライバシーの保護に配慮します。
(例 — 着替えや排泄、入浴の際は、扉やカーテンを閉めるなど)

(利用者が生活の主役であるために)

- 5 職員は、支援者として利用者が安心感を持てるような態度で臨みます。(命令的や否定的な言葉を慎みます。職員側に落ち度がある時は謝罪します。むやみに大声で注意したり呼びつけたりしません。)
- 6 職員は、利用者の個々の性格や生活のペースを尊重し、一方的な理由で行動を強要しません。(例 — 移動する時は、むやみに押したり引っ張ったりしないなど)
- 7 職員は、利用者の長所やがんばりなどを積極的に認め、自立していこうとする力を支援します。
- 8 職員は、利用者が楽しい雰囲気の中で生活できるように工夫して取り組みます。
(例 — ゆとりある食事、入浴、自由時間など)

(一人ひとりの利用者にふさわしい支援)

- 9 職員は、利用者一人ひとりの障がいや能力に応じた個別の支援計画を充実させて支援を進めます。
- 10 職員は、青年期にある者に対しては、大人としてふさわしい日課や社会性を広げるための活動を工夫して支援します。

- 11 職員は、利用者の健康管理、安全確保、体力に配慮した支援に努めます。
- 12 職員は、利用者が不安定の時や興奮した状態にあるとき、感情的にならず行動の背景を理解し、冷静に対応します。
- 13 職員は、意思疎通の困難な利用者について、個別にコミュニケーション手段を工夫するなどして意思伝達能力の向上を図ります。
- 14 職員は、利用者の自傷、他害その他の危険な行為を防止するときには、必要最低限の抑止にとどめます。
- 15 職員は、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ず特別な規制をする場合は、信濃学園が定める判断基準に基づき必要最低限にとどめるとともに、保護者に十分な説明を行い同意を得ます。

(利用者、保護者に対する情報の提供)

- 16 職員は、利用者の個別の支援計画、支援の状況、生活の状況に関する情報は常に保護者と共有し、共同して支援に当たります。
- 17 職員は、利用者に対して、できるだけわかりやすい形で学園の日課、行事予定、職員の勤務などの情報を伝えます。

(地域の中の施設として)

- 18 職員は、学園が常に利用者の保護者をはじめ、関係機関や地域住民から支えられていることを認識し、開かれた施設づくりに努めます。
- 19 職員は、県立の専門的機関としての役割を認識し、家庭支援をはじめ県民のニーズに応えられる利用しやすい施設づくりに努めます。

(支援の専門職であるために)

- 20 職員は、利用者の援助の専門職としての誇りと自覚を持ち、自己研鑽を積むとともに、職員集団としての支援技術、資質の向上に努めます。
- 21 職員は、この宣言をより実践的な宣言とするために、各自自省に努め、職員会において実践されているかを相互に確認します。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

当信濃学園は県内唯一の福祉型障害児入所施設として様々な障がいを持つ児童が入所し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識や技能の提供を受ける施設として支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指している。

学園は昭和26年(1951年)4月に知的発達に遅れのある利用者の健やかな成長と幸せを願い県立県営の施設として50人定員で開設され、昭和59年(1984年)12月に現在地に新築移転し定員を60人に変更した。その後、障がい児療育相談事業や短期入所訓練を開始し、また、利用契約制を導入し、平成20年4月定員を現在の30名とした。平成23年4月、指定管理者制導入により社会福祉法人長野県社会福祉事業団が運営を受託すると同時に4ユニット制も導入している。この間、長野県内の障がい児も学校教育が受けられるようになり、現在も松本養護学校と連携しながら学園での生活とのオン・オフのメリハリをつけ、小集団による生活を通し、また、専門的療育を実施しながら利用者の地域生活への移行がスムーズにできるように支援している。

学園を運営する社会福祉法人長野県社会福祉事業団は長野県内を5ブロックに分け合計21施設・事業所を運営しており、学園は松本ブロックの中核として他の「松本あさひ学園」、「松本ひよこ」、「大北圏域障害者就業・生活支援センター」と協働し、松本・大北地域の障がい児や障がい者の生活の充実と福祉サービスの向上のために地域の関係機関や福祉に関わる人々との連携を強化している。

学園の周辺は南に隣接する県立の児童自立支援施設波田学院との境界林を除くと住宅地で、松本市街地から上高地へ向かう国道158線沿いに平行する松本電鉄上高地線下島駅から徒歩数分の場所にあり、JAの機械センターやライスセンター、直売所などがある。また、地元「波田20区町会」との関わりも密接で、育成会行事や「さいさい祭り」、「地区子ども祭」、「もちつき大会」などに利

用者が参加し楽しんでいる。現在地へ移転してから34年を経ており、そのせいか町内の人々の福祉全般に対する理解は深く、施設へのボランティア登録や防災訓練時の協力等へと繋がっている。

平成24年(2012年)4月に改正児童福祉法が施行され、障害児入所支援については「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」の二つに分けられ、現在、学園は「福祉型障害児入所施設」としての指定を受け、「施設入所支援(児童)」28名、「施設入所支援(成人)」1名、また、別に「生活介護」の指定を受け1名を受け入れており、更に、「短期入所支援」・「日中一時支援」の指定も受け、定期的に利用する障がい児もいる。職員の体制も40名おり、それぞれの専門職を配置し密度の濃い入所支援及び日中活動支援に当たっている。

現在、県内各地からの29名の利用者が生活しており、男性20名、女性9名の内訳で、平均年齢が13.1歳、在籍年数の平均が3.9年、障がい者区分はA1が14名、B1が7名、B2が8名と、生活全般に常時援助が必要な重度の利用者と日常生活に援助が必要あるいは日常生活はできるとする中・軽度の利用者のウェイトがほぼ同数となっている。

学園の「施設入所支援(児童)」では身体や知的、精神に障がいのある児童を対象に主に夜間と土日祝日(昼間)に、入浴、排せつ及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言、その他、必要な日常生活上の指導及び自活に必要な知識や技能を提供している。また、同じく18歳以上の利用者を対象に「施設入所支援(成人)」のサービスを提供し生活介護(日中支援)と一体的な支援も行っており、主として学園内において安定した生活を営むため、昼間の排せつ及び食事等の支援をし、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、身体機能・生活能力の向上のために必要な支援を行っている。

「短期入所支援」は在宅の障がい児が保護者等の支援を受けられず一時的・短時間の入所希望者を受け入れるもので、障害支援区分1以上の利用者を対象に入浴、排せつ及び食事等の支援を行っており、保護者等のレスパイト(休息)としての役割も担い、市町村等からの依頼で緊急一時保護的なケースも受け入れている。このサービスを利用する実人員は年間で30名前後、延日数90日前後となっている。

「日中一時支援」は日中において支援する保護者等がおらず、一時的な見守り等が必要な障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び一時的な休息を図るもので、このサービスを利用する実人員も年間で30名前後、延時間180時間前後となっている。

学園では指定された事業のほか心身の発達に心配のある子どもとその家族の方を対象とし、家庭での療育にヒントを得ていただくための療育相談事業「こまくさ教室」を経験豊かな言語・運動・自閉症発達障がいなどの専門家の協力を得て開催しており、学園を主たる実施場所とし、年間で8回行い、長野市や伊那市でも開催し、平成29年度の相談件数は延べ33件に及び、松本市で開催した公開講座には133名の参加があり、好評をいただいたという。

こうした流れも踏まえ、法人として昨年度から5ヵ年計画としての第3次長期構想を策定しており、また、長野県の第二期指定管理の三年目を迎えており、「利用者の豊かな暮らしの創造」、「障がい特性に配慮したサービスの提供」、「地域移行の推進」、「障がいの有無にかかわらず充実した暮らしができる地域の仕組み作りの推進」等を掲げ、法人の「夢・情熱・連携が織りなす豊かな暮らし」というキャッチコピーの通り、利用者一人ひとりの「その人らしさ」を尊重し、地域生活移行の基盤づくりのために支援体制や生活環境の整備に取り組んでいる。

5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	5回目(前回は平成27年度)
---------------	----------------

6 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

◇特に良いと思う点

1) ユニットごとの小集団での生活と支援

現在、当学園は東寮(定員6名)、西寮(定員6名)、こまくさ寮(定員4名)、南寮(定員14名)の四つの寮で構成しており、短期入所用の居室を除き29名の利用者が生活している。

学園では職員の行動指針でもある「さわやか宣言21」で示している通り「利用者が生活の主役である」ということを職員の共通の指針としており、その生活の場として寮(班)ごとの活動を主体に一人ひとりの利用者の一日を組み立てている。

基本的に利用者は平日は松本養護学校信濃学園分室や松本養護学校本校に登校しており、登校前の起床から着替え・排泄・洗面、朝食、登校準備までと下校後の余暇活動、夕食、入浴、就床準備、就床の流れを基本に学園で過ごし、休日はドライブ、中庭遊び、寮内遊び、調理体験、野菜や花の栽培などの余暇活動を実施し、公共交通機関を利用した外出、レストランなどでの夕食、買い物体験、芸術鑑賞などの機会も設けている。また、利用者に「特別社会体験費(年3回)」や「社会体験費(毎月)」を学園から支出し、地域の店での食事や買い物などの機会を提供している。利用者の理解度に応じ掲示板等を通して地域のイベントや社会資源も紹介し、職員が同行している。

一人ひとりの居室は安全面に配慮されており、思い思いに過ごせるようにポスターを貼ったり、プラモデルを飾り、ゲームや本を置き、また、自分の好きな車の絵を描いたり模型を作ったりしている利用者もいる。担当支援員は保護者と共に一人ひとりの思いに沿い居室作りをしている。寮には共有スペースがあり、家庭的な雰囲気がある寮や安全面や情緒面に配慮した設えの寮があり、それぞれの寮の特色を出している。トイレ、浴室も清潔に保たれ適度に自然光が入る明るい設えである。

学園では今年度のサービスの柱として「利用者の豊かな暮らしの創造」等を上げており、家庭的な生活環境の下、落ち着いた雰囲気の中で自分らしい生活ができるよう、小集団での生活により一人ひとりの生活リズムを整えている。利用者が成長していく過程できわめて重要であると考えられる、温かい食事や入浴等の「普通の暮らし」の中から愛情を十分感じ取ることができるよう、職員は利用者にも真摯に向き合い、きめ細かな支援に取り組んでいる。

2) 利用者や保護者の意向に沿った支援計画の策定とSS(スモールステップ)目標

学園では利用者支援に当って「有期限有目標」を方針に、支援目標を期間内に達成することを支援の要としている。また、学園の個別支援計画は利用者本人や保護者の意向を踏まえ支援目標を明確にし班、寮、係がチームとなって利用者の支援に当たっている。

個別支援計画様式には「その人らしい生活を送るために支援が必要なこと(伸ばしたい能力、得意なこと、大切なこと、役割等)」についての「本人の主な希望や思い」・「保護者の主な意向」が冒頭に上げられ、以下、「日常生活動作(ADL)」や「健康管理」、「栄養ケアマネジメント」、「コミュニケーション」等、15項目にわたり「状況及び課題(ニーズ)」・「支援目標」・「環境設定」・「支援の方法・気づかひの内容」などが記載され実行へと移されている。

個別支援総合評価も実施されており、半年毎に見直しを行っており、職員の班会議では利用者一人ひとりの見直し検討会議を毎月行い、現状に即した計画や支援が行われている。「個別の支援経過記録Ⅰ」等の統一された様式で身体状況、生活状況等を記録、把握し全体で共有している。個別支援計画が実施されていることも「個別の支援経過記録Ⅱ」等のシートで確認できた。また、情報共有を目的とした運営調整会議が定期的開催されているほか、職種を横断し情報の共有も行われている。

また、班ごとに一人ひとりの利用者の支援計画や重点支援目標に沿い1ヶ月毎のスモールステップ目標として立案し実践後、「支援の評価」、「モニタリング結果」、「環境設定・支援方法」の順番で記録し次の月に反映しており、重点支援目標がクリアされれば別の重点目標に変更するなど、組織的な仕組みとして定着している。

3) 各種マニュアルの充実と実践

学園では職員向けに年度ごとの「利用者支援業務マニュアル集」を作成しており、学園が開設されて以来60有余年にわたって策定され、また改定もされてきた「実施要領」や多くのマニュアルとして整備されており、学園として標準化・体系化し、文書として蓄積し、実際の現場でも統一した様式や手順としてブレのない支援に役立てられている。

特に生活支援マニュアルでは利用者の障がいの特性に合わせ生活支援をするとともに、各寮間の支援の統一化と支援内容の向上を図るため、日常生活動作(ADL)の起床、着脱、洗面、歯磨き、排泄、入浴、就寝・夜間、食事・栄養の8項目にわたり詳細にわたり作成がされている。それぞれの項目には「基本的な考え方」から「支援のポイント」、「具体的な支援の方法」が記載されて

おり分かりやすい内容になっている。

そのほか、健康に関するものだけでもインフルエンザ予防マニュアルや食中毒予防マニュアル、レジオネラ症予防マニュアルなどがあり、服薬マニュアル・頓服薬の服薬マニュアルなどの与薬マニュアル、衣類等業務マニュアル、個人情報保護マニュアル等、多岐にわたっており、学園のサーバーに保管されているので、職員はいつでも閲覧できるようになっている。

また、学園では意思表示が難しい利用者用のマニュアルとして、利用者が「どうしたいのか」など、わかって欲しいことを具体的に写真や絵カード、ボディランゲージなどの手順として見える化し、それを見ながら、洗面・排泄・食事・入浴等が自立できるように支援している。

職員も個別支援計画に基づき利用者一人ひとりの生活習慣を理解し、自律・自立に配慮した個別支援を行っており、一日の流れや次の行動に移れるように動機づけを行っている。生活の自己管理についても、整理整頓や掃除・片付け、身だしなみ・清潔の保持などの支援を行い、地域移行を見据えての社会体験や生活体験を通して地域で生活する力を身に付けられるようにしている。

4) 充実した研修制度と職員の質を高めるための委員会活動

法人の規模のメリットを活かし研修委員会を中心に学園としての「研修計画」が策定されており、計画に沿って実施されている。また、法人としても各種研修が実施されており、職員は必要な研修を漏れなく受講できるため、組織全体の職員の専門性、知識、及び支援手法の均質化が図られている。

また、キャリアパス制度に基づき、体系的な教育・研修計画に結び付けており、職員は法人の階層別研修、職種別研修等に参加し、更に、復命により外部研修等にも参加し、報告書の回覧等で職員間で研修内容や情報を共有している。法人以外の他の福祉施設や事業所への派遣・交換研修も法人として実施されており、職員自らが希望する施設・事業所を探し、昨年度の重点施策の「提供するサービスの質の向上」にも事例として上がっていた。職員の自己啓発についての意欲も高く、施設から提供された情報などを選び、自分の時間を割き研修等に参加している。

更に、学園内の委員会活動として苦情解決委員会、安全衛生委員会、サービス向上委員会、日中活動検討委員会など13に及ぶ委員会があり、各委員会主催の研修や勉強会を定期的で開催し、また、組織を機能的に運営し活性化させる手法の一つとして委員会を構築し、学園の諮問機関としつつ、職員が主体となって改善活動を行うことで学園運営の一端を担っている。

職員はいずれかの委員会に属し、知識や技術を学び、お互いに切磋琢磨し自身の成長へとつなげており、職員一人では到底成し得ないことも相乗効果となり、学園内のモチベーションを高め、風通しの良い職場づくりにも寄与している。

◇特に改善する必要があると思う点

1) 18歳を超える利用者の地域生活移行

県内唯一の福祉型障害児入所施設として学園のカバーする範囲は全県にわたっており、退所者数も平成26年度から29年度の4年間で合計16名となっている。退所先は他施設やグループホーム、自宅などとなっており、円滑に移行が進められている。自宅に戻られた方は地元の通所施設などを利用しているものと思われるが、法人内には成人の障がい者が利用できる施設やグループホーム、事業所があり、可能な限り受け入れており、法人として利用者の情報を共有化しつつ支援の継続性を図っている。

一方では法人の受け入れ側の施設なども高齢化と重度化が進んでいる状況で空きも少なく、18歳以上の利用者の退所先の確保が極めて難しくなっている。また、社会的養護を必要とする障がい児の入所希望が多くなってきており、更に、未就学児の利用希望も増加傾向にあるといわれており、物理的な環境整備が必要となって来ている。

平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害児入所施設においては障害種別が一元化され、20歳以上の在所延長規程が廃止された。各施設は平成33年3月末までに対象利用者の地域生活移行を迫られている。

こうした中、学園でも地域に戻って生活ができるように早い段階から児童相談所や学校、各自治体、関係機関などと連携し家庭復帰を進めているが、養護学校高等部まで学園で生活する利用

者も多い。利用者や保護者の意向に沿えるように県内各地の地域支援会議への出席や成人施設などとの連携を通じ、スムーズに地域生活移行ができるよう、根気よく、また、地道に取り組まれていくことを期待したい。

2) 理念や基本方針に連動した更なる「見える化」の推進

理念や基本方針については、懇談会、重要事項説明書や広報誌「信濃学園通信」などで、折にふれ保護者への周知が図られている。全利用者への周知となると困難なケースも考えられるが、利用者に向けて、理念や基本方針の生活に関わる箇所を更にわかりやすく説明するため、写真の多用化・図示化など、「見える化」を通して少しでも理解に繋がるような形で示されることを期待したい。

すでに、生活支援の場で、視覚支援のための絵カードや写真などによる「見える化」が生活環境に合わせて分かり易く、また、使い易く工夫されて有効に機能していることから、利用者の理解にも繋がっているものと思われる。

学園の「さわやか宣言 21」の「職員行動指針」にある「利用者が生活の主役であるために」、「一人ひとりの利用者にふさわしい支援」などの項目を主に、「見える化」できることは「見える化」し、利用者への質の高いサービスや安心・安全な暮らしのために豊かな発想と更なる創意工夫を期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理（別添1）並びに評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添2）

8 利用者調査の結果

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領第2条第1項の規定により、有効回答者数が10人未満のため、非公開とします。

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（平成30年10月9日記載）

信濃学園（以下「学園」という。）は、県下唯一の知的障害を主とする福祉型障害児入所施設という社会的役割を認識し、利用者の人権尊重を前提に、生活の充実と、さらなる福祉サービス向上を図るとともに、地域の社会資源としての一翼を担うことができるよう努めてまいりました。

学園は、昭和26年に県立の知的障害児入所施設として設立されましたが、平成23年度から長野県からの指定管理により、現在は社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営を行っております。運営主体は変わりましたが、県立施設としての役割や「利用者が生活の主役」や「信濃学園 さわやか宣言21（職員行動指針）」の精神は継承し、民間が有する専門性や柔軟な経営を取り入れ、利用者の将来を見据えた支援の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

今回の第三者評価は、学園にとっては5回目（事業団としては3回目）の受審となりました。今回の受審で、一定の評価を頂いた点はさらに充実を図り、改善する必要があるとされた点につきましては、職員全体で検討を行うとともに、評価結果については、保護者及び学園の福祉サービス評価委員会の外部委員等へお示しし、よりよい生活環境とサービスの提供を目指し、これまで以上に利用者や保護者又地域の方々から信頼される施設づくりに努めてまいります。